

令和4年3月清須市議会定例会会議録

令和4年3月4日、令和4年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策 監	加藤 久 喜
建設部 長	永渕 貴 徳
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤 邦 夫
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	三輪 好 邦
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川 久 高
建設部 参事	大橋 秀 一
建設部 参事	兼松 俊 彦
企業誘致課 長	沢田 茂
総務課 長	楢本 雄 介
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	伊藤 嘉 規
保険年金課 長	篠田 敬 幸
生活環境課 長	所 邦 治
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神 聖 久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山 悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	古川 伊都子

子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 主 査	鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 2 号 令和4年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 3 号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 4 号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 5 号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 6 号 令和4年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 7 号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 8 号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 2 号）案
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和4年3月清須市議会 定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、2月24日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、申合せ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第2号から日程第24、議案第25号までを一括議題といたします。

去る2月28日までにお一人の方より、施政方針に対する質疑の通告書が提出されております。また、お一人の方より、議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、岸本議員の施政方針に対する質疑を受けます。

岸本議員。

< 17番議員 (岸本 洋美君) 登壇 >

17番議員 (岸本 洋美君)

おはようございます。

議席17番、岸本洋美でございます。ただいま議長お許しを頂きましたので、施政方針につきまして質問させていただきます。

令和4年度の市政運営についての予算編成、施策大綱が示され、永田市長におかれましては2期目の新たなかじ取りのスタートとなりました。

2年前、予想もしなかった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市民生活は一変、行政においてもそれに対応する対策など現場は大混乱であったことと推察いたします。これまでの職

員の皆様の御苦勞に対しまして心より敬意を表するものでございます。

そして、いまだコロナ禍中にあり収束が見えない状況であります。ワクチン接種の推進とともに様々な施策、事業の推進に取り組んでいかなければなりません。

一般会計予算は286億3千700万円で前年比1.3%増の過去最大、特別3会計と企業2会計を合わせて458億7千944万4千円となります。中でも最大の事業は、「小中学校の体育館の空調設備の設置」で、市長の1丁目の1番地である「安全で安心して暮らせるまちをつくる」そのものであり、他市に先駆けての取組は大変心強く評価をするものでございます。

そこで、以下何点かについてお尋ねをいたします。

①コロナ禍における予算編成について

市税収入の持ち直しの動きが見られるものの、社会保障費関連費や大規模な施策事業の推進など厳しい財政運営が予想されますが、そのような中、「暮らしのため」に、「子どもたちのため」に、「清須の未来のため」にとの思いで予算編成をした。とありますが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が不透明であり、経済をはじめ社会の様々な側面にその影響が及んでいます。また、国の施策等による支出面も多く、財政を圧迫しかねません。予算編成は特にどのような点に配慮されたのでしょうか。

②デジタル化の推進について

おくやみコーナーが4月から設置されることとなり、市民に寄り添った行政サービスの充実が、より図られることを期待をしております。子育て関係や介護、各種検診、スポーツ施設の予約等オンラインによる手続きを順次デジタル化していくとのことで、国のデジタル化に合わせ一挙に加速、市民にとりましては利便性や効率性が喜ばれることと考えます。今後どのような計画が予定されているのかお尋ねいたします。

③誰もが健やか、福祉の増進について

子宮頸がん予防ワクチン接種については、昨年11月、厚生労働省より積極的勧奨が再開され、本市においても速やかに進めていくとのことですが、課題などあればお示しください。

また、国においては、不妊治療への公的保険の適用範囲が拡大されます。本市の取組予定についてお尋ねいたします。

さらには、また、子ども医療費の高校生までの入院費助成については、近隣の市町に先駆けて昨年10月より実施され、子育て世代の方々に大変喜ばれているところです。通院費助成についても要望のお声がありますが、お考えをお尋ねいたします。

④魅力と活力に溢れた誇れるまちになるために

本市のイメージとして「半分都会」「半分田舎」で住みやすいまち、また、名古屋市のベッドタウンとして利便性がよい、さらには子育てしやすいまちなど、若い方からもうれしいお声が聞こえてきます。

そして、我がまちに愛着や誇りを持つ「シビックプライド」も注目され、さらには、多様な市民と行政の協働によって、清須市の強みを活かした魅力あるまちづくりの推進が求められます。市長のこれからの清須市のあるべき姿、ビジョンをお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質疑に対し、服部財政課長、答弁。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

①の質問についてお答えいたします。

予算編成にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、財源確保が大きな課題でありました。市税収入は持ち直しの動きが見られるものの、コロナ禍前の水準まで回復しておらず、その一方で、障害福祉サービスの増加などに伴う扶助費の増加をはじめ、人件費、公債費といった義務的経費が大きく増加する状況でした。

このような中、これまでの取組を継続しつつ、第2次総合計画で掲げる政策・施策の推進に向けて様々な事業を着実に実施していく必要があります。国・県などの補助金を活用するほか、合併特例債など交付税措置率の高い市債の発行やこれまでに機会を捉えて積み立ててきた基金の取崩しなど、将来の財政負担にも配慮しつつ、必要な財源確保に努めました。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ありがとうございます。

今、こうしたコロナ禍の中で財源確保が大変であったと。また、総合計画に基づいて組んでいたということですが、コロナ禍の中であって、私は市税が大幅に減少するのかなと思いましたが、約5億円ぐらいそれぞれ個人税、法人税、固定資産税増えてるわけですが、このこ

とについてどのように分析してらっしゃるのか、まず、その点だけお尋ねします。

議長（八木 勝之君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

市税につきましては、個人市民税は納税義務者数の増加や個人所得の回復傾向などがございまして、前年度費プラス4%となっております。

また、法人市民税につきましては、納税義務者数の減少はあるものの、企業収益の改善などにより前年度比プラス20.2%を見込みました。

また、固定資産税につきましては、地価の下落は落ち着く様子であり、新築家屋の増加や新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の終了により、前年度比プラス3.2%となっております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ありがとうございます。

それでは、コロナ禍によりまして、例年と違って歳出の部門で市として大きく決めたものというのとはどのようなことでしょうか。

議長、質問を変えさせてもらいますが、扶助費につきましては、毎年、令和2年から2億円から3億円増えてきているわけですね。扶助費の支出は多いと思うんですが、コロナ禍において国の様々な施策もありますが、市もそこに国・県の事業に市の歳出といいますか、支出もあると思うんですが、特にここ2年ぐらいの間で市が大きくコロナ禍によって歳出したというのがあれば、一、二点でも教えてください。

議長（八木 勝之君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

扶助費につきましては、令和4年度の傾向を見てますと、令和3年度と比較いたしますと生活保護費に係る扶助費というのは若干少なくなっておりまして、その一方で障害福祉サービス、こちらの増加があるということで、昨年度に比較して約2億5千万円ほど増加しているような状況と分析しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

福祉関係はそうで、そのほかに何かコロナによって大きいのはございますか。

議長（八木 勝之君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

私が承知しているのは、今お答えしているような状況です。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

岸本です。

それではですね、本年度予算は大変増えたものの、大きな事業があってやりくりしながらということでございますが、これからコロナがどのように収束するのか、していかないのか分かりませんが、ウイズコロナ、アフターコロナ、その辺を見据えてのことでございますが、今現在、基金が一般会計27億円、介護を合わせて約30億円、市債として201億円、企業会計で147億円、このように一般家庭でいうなら貯金と借金といいますか、あるんですが、こうしたことの財政事情の中で、市としてはコロナ禍の影響というのは大きくはないのかなと思うんですが、とはいえ、様々財政が大変な中、こうした基金と市債がありますが、そのような中での今回の予算の組み方、また、これからウイズコロナ、アフターコロナ、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

今回、予算編成にあたりまして、特に財政課といたしましては財源確保に注力をしたところで、合併特例債など交付税措置率の高い市債を発行することによって、実質的な市の負担が軽減されます。また、基金の活用とそれから市債の発行を組み合わせることによって市債残高の増加

を抑制し、将来負担の軽減が図られますので、こういった点について財政課としては気をつけたところでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

では、ここの部門で最後でございますが、今、申しました本市の基金、市債、それと毎年の市税を元にした歳入歳出、こうしたことは健全な市政の財政運営と捉えてみえるのでしょうか。これは岩田総務部長にお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

財政部局といたしましては、新年度予算を編成するにあたって、前年度の9月補正以降、基金残高の確保に努めたりして、新年度予算の編成に困らないように継続して財政運営をしているところでございます。

といいますのも、年度末には21億円以上を確保するように近年努めておりますし、市債につきましても、先ほど財政課長が答弁いたしました有利な合併特例債、期限が令和7年度までなんですが、それまでに活用できるものは十二分に確保していきたいと思っております。

清須市の財政運営につきましては、私が評価する立場ではないんですが、事務方といたしましては、目標を確保できている財政運営ができているというように考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

今の総務部長を御答弁をお聞きしまして安心いたしました。

では、次をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質疑に対し、後藤企画部次長兼企画政策課長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、②の御質問に御答弁をさせていただきます。

デジタル化を推進することで市民の皆様の利便性が向上する取組につきましては、子育て、介護及び被災者支援の27の手續についてマイナンバーカードを利用したオンライン申請を令和4年度中に開始します。

あいち共同利用型施設予約システムを利用したスポーツ施設、屋外テニスコートの利用予約については、令和4年7月からオンラインでの予約を開始します。その他の手續につきましてもオンラインで行うことができる手續については、順次拡充してまいります。

また、転出転入の手續の時間短縮化、ワンストップ化をするため、マイナンバーカードを利用した転出転入の手續のオンライン化を令和5年1月から開始する予定です。

そのほか、市役所内で使用している基幹系システムにつきましては、自治体における事務の処理内容の共通性、行政運営の効率化の観点から、国が定める標準化された使用でのシステムに令和7年度末までに移行することでコストの削減に努めてまいります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

御説明ありがとうございます。

今、様々各課と申しますか、各部門で随時デジタル化していくということであったと思います。今おっしゃった転出転入ワンストップ化、令和5年1月から、これというのは、書かない窓口と申しますか、スマート窓口と申しますか、そういったことでしょうか。

議長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

今、申し上げた転出転入のワンストップ化というのは、一部それはございますが、今、議員が御質問されておるのは書かない窓口の一部だと思っていただければ結構です。この内容につきましては、基本的には転出をされる場合に、マイナンバーカード、マイナポータルを利用して予約をした上で、転入先にデータを送って転入の手續を自ら来ていただいてやっていただくというこ

とになりますので、今おっしゃられた書かない手続の一種であるということには間違いがないと思います。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

御存じだと思うんですが、2月1日から小牧市においても書かない窓口といいますか、要は、本人確認だけして、あとは全部職員の方が確認して、住民票ですとか、様々そういったことを提出していただける、そういったこともあれば、これは秋田市のほうでございまして、自分の家からスマホで申請して、郵送で送ってもらう、これは少し飛んだ形かも知れませんが、こうしたことが全国でもそれぞれ申請できるということでございまして、先には本市においても、今、令和5年からマイナンバーカードとおっしゃったんですが、こうしたこともお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

窓口の申請書の記入支援システムというのが大きくりのことになると思いますが、こちらにつきましては、今のマイナンバーカードを利用したものがいいのか、それともスマホなんかを利用して本人確認の一部除外したような申請のやり方でもいいのかということを実は調査研究しておるところでございまして。どのようなやり方がいいかということが決まれば、そちらのシステムの導入につけては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

それで、こうしたデジタル化、様々部門で進めていかれるわけですが、デジタル推進計画というのは当然つくっていらっしゃるんですよね。

議長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

D Xの推進計画につきましては、国が示した計画がございます。現状では、清須市の単独のものはまだ作成しておりません。今は国の計画にもたれてやっているということでございます。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

私たち議会においても、一応、こうやって今回、施政方針には書いてございますが、1つ1つの部門でいつ頃からそれがスタートするとか、そういったこともありますので、ぜひとも早く推進計画を作成していただいて、ぜひ、議会にもお示しをいただきたいと思いますが、その点についてお考えをお聞きします。

議 長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

清須市のD Xの推進計画につきましては検討課題の1つでありますので、こちらにつきましても早期に作成をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

このところでもう1点、今、デジタル化がどんどん進んでいくと、せんだって林議員から12月もあったかと思うんですが、市民にこうしたスマホ教室でも何でもいいんですが、地域によっては市の職員が地域に出張って行って、そこで集まってもらって、特に高齢者ですね、そうしたスマホ教室とかやってる地域もあるんですが、その点についてはいかがですか。

議 長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

先般、御質問に対して御回答させてもらった内容につきましては、一応、そちらの事業につき

ましては愛知県がやっておる事業ですということでお答えをさせていただいております。

確かにスマホ教室、そちらの事業を活用してできるということは確認しておりますので、もし、そのような御要望があれば愛知県のほうに申請をしてやるということもありますし、現状では市内の携帯ショップのほうでもそのような指導のほうはさせていただいておるということでございますので、今のところ、市の単独で何かということは考えておらんところでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

何度か地域に出張って行っていただきたいなど。宮崎県の延岡市あたりもやっているとすることも聞いてますし、できるかできないか、それは当局の人の配置もあるんでしょうが、できたらそういうことを地域の施設でやっていただけたら、御年配の方もこうしたデジタル化についてけるのではないかなど。要望で結構です。

ありがとうございます。

次にお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質疑に対し、初めに寺社下健康推進課長、答弁。

続いて、篠田保険年金課長、答弁。

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

③の質問にお答えをさせていただきます。

子宮頸がんについては、令和3年11月26日の通知で、改めてヒトパピローマウイルスワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、接種の勧奨を行うこととなりました。

本市においても、令和4年4月以降に、対象となる中学1年生から高校1年生相当の女子のうちヒトパピローマウイルスワクチン未接種者に対して厚生労働省が作成するリーフレットと予診票を同封し、個別通知をする予定です。

課題としましては、積極的勧奨の差し控えの原因となった副反応を心配される方があると予想

されますので、厚生労働省からの情報やリーフレットを提供し、確認後、接種について判断をしていただくとともに、継続して電話や窓口などで丁寧に相談を行ってまいります。

不妊治療については、国が令和4年4月から保険適用外だった体外受精や顕微授精、人工授精などを保険適用範囲に拡大いたします。今まで体外受精や顕微授精について愛知県が特定不妊治療費として助成を行い、また、人工授精については愛知県から市町村が補助金を受け、対象者から申請を受け、助成を行っております。

本市においては、愛知県が市町村に対して補助を行う人工授精以外に保険診療分の自己負担額と人工授精以外の保険外診療の自己負担額の合計金額の2分の1、上限5万円までの助成を実施しております。

令和4年度については、前年と同様に不妊治療をされる方への助成を継続してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

続いて、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。

子ども医療の通院助成費について答弁させていただきます。

子ども医療の高校生世代通院医療費助成の拡大については、年間約4千500万円程度の予算が必要となります。今後につきましては、財政状況及び他市町村の実施状況を鑑み考えてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

子宮頸がんワクチンは、おっしゃるように、副反応のことでずっと積極的勧奨が止まっていたわけですから、本当に厚生労働省の情報をきちっと、この1点しかないと思うんですが、よろしくをお願いします。

それで、今、分かれば、その対象人数と事業費、これだけ教えてください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

子宮頸がんワクチンに関しましては、来年度対象となる方は、中学1年生から高校1年生相当の方が約1千250人、平成9年から平成19年まで積極的勧奨の差し控えがあつて接種をされてみえなかった方々が対象として約2千800人いらっしゃいます。

接種率のほうを見込みまして、予算としましては予防接種費で約2千900万円を計上しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ありがとうございます。

では、不妊治療のほうでございますが、不妊治療も今、晩婚化というのが背景にありまして、なかなか子どもができにくいという、そうした中で子どもが欲しい。ただ、今は少子化のこともありますので、こういったことも出生率の向上にもつながっていくということで、そうした中で、経済的な理由ですとか、そうしたことで不妊治療を諦める人がこれまで多かった。こうした公的保険の適用によって負担の軽減が少なくなり、子どもを授かりたい人の希望をしっかりと支えてあげなくてはならないと、こういったことで我が公明党におきまして、長年このことにつきましては全国的に署名運動をしたり行ってまいりました。そういったことが今回、人工授精ということも保険適用の拡大につながりました。

今、御答弁をいただきましたが、これの開始時期、周知、こうしたことだけお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

もともと一般不妊治療に関しましては助成を行っておりますので、この保険適用になったことに関しましては、チラシですとかホームページなどで改めて御案内をさせていただきます。

時期に関しましては、国が保険適用される時期と同時にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

一人でも多くの方がこうしたことの助成を受けられますよう、よろしく申し上げます。

それで、高校生までの通院費の助成でございますが、年間4千500万円要るということで、新聞を様々見てますと、近隣市の江南市もこの10月からやっていくということでございますが、県内ではどのくらいの市町がこうした助成をしていますか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。

県内の状況で申しますと、高校生の通院までをやってる自治体は一部負担をお願いしている自治体もございますが、今現在18団体でございます。

高校生の入院についても、まだ36団体の状況でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

確認です。

通院までやっているのが18市で、入院が36とおっしゃいましたか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

そのとおりでございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

承知いたしました。

議長（八木 勝之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田 隆君）

補足させてもらいますと、18の通院までやる自治体につきましては、4月以降実施するというものが含まれておりますので、それもカウントした数字になります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

これは市長にお聞きするしかございませんので、お考えをお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

高校生までの通院医療費なんですけども、本当にやりたいのはやまやまなんですけども、今、担当から答弁いたしましたけど、年間4千500万円、これは単独事業ですので、全額一般財源ということになります。これは毎年毎年4千500万円要るわけなんですけども、議員が1問目で御質問がありましたけども、財政運営大丈夫かということもありますし、やっぱり財政規律を守って、健全財政を守って財政運営を今までもやってきておりますし、これからもやっていかないかんというふうに思っていて、そこを見ながらやっていけるかという自信が持てる段階になったらやっていきたいなというふうに思っております、それがいつからだと言われると困るんですけども、様子を見たいなというふうに思っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

前向きな御答弁かなというふうに受け止めたので、よろしく申し上げます。

次、申し上げます。

議長（八木 勝之君）

最後に、④の質疑に対し、永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

清須市のあるべきビジョン、あるべき姿について御質問いただきました。

清須市のあるべき姿でございますけども、これはやっぱり何と言っても総合計画で定められておりまして、安心・快適で元気な都市でございます。

議員御指摘のように、私も清須は半分田舎で半分都会というふうに、いい意味で思っております。そのことを活かしながら、また、清須には水と歴史という個性がありますので、その個性を大切にしながら市民の皆さんが安心して過ごしていけるように、今以上に豊かな生活ができるように、そして、子どもたちからお年寄りまでが自分らしくいきいきと暮らせるような、そんな元気な都市、力強い清須を実現していかなければならないというふうに思っております。

そのためといいますと、私、1期目の公約も、それから去年の2期目の公約につきましても、それを実現したいということでいろんな施策をまとめたつもりでございまして、これからも公約の実現に向けてしっかり頑張っていきたいというふうに思っておりますし、令和4年度につきましても、施政方針で申し上げたとおりでございます。何と言っても、議員御指摘のところがありました、コロナ発生から2年たちました。まずはコロナ対策でございますけども、これはワクチンをはじめ、そしてまた、生活支援やら経済対策も今年度中に何か実施をしたいなというふうに思っております。いつもお話をさせていただいておりますけども、コロナだけやっとならば清須は成長も発展もしません。コロナはコロナ、そして清須の成長発展のためにはしっかりと投資をしていかなきゃならないというふうに思っております。

議員もおっしゃったとおり、清須の成長発展の基礎は安全でありますので、やっぱり第一は安全・安心、しっかりと取り組んで、その上に子育て、教育、そして高齢者・障害者福祉をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そして、発展のためにはインフラ整備は絶対欠かせません。本当にやることばかりですが、しっかりと職員とともに清須の成長発展のために頑張っていきたいと。清須のあるべき姿に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ただいま市長、心強い御答弁ありがとうございました。

2点だけ誠に僭越ではございますが、この点についていかがお考えかということだけお尋ねさせていただきます。

これから清須市、未来に向けて私は若者の声をどう聞いて、どうそれを活かしていくかという

ことが大事ではないかなと思います。若者が主体性を持って清須市の未来に思いをはせて、僕たちが、私たちが清須市を今度担っていくんだと、そうしたお声を、今も聞いてらっしゃるかと思うんですが、さらにさらにそういった声をお聞きしながら、どう活かされていくのかなという、この点を、例えば、タウンミーティングですとか、若者議会とか様々手法はあると思うんですが、そうしたことに関してのお考えを1点お尋ねします。

もう1点は、地域共生社会ということで、高齢化、人口減少によりまして、地域・家庭・職場、こうしたことがつながりが薄くなったり、そうした基盤が以前と随分変わって弱くなってきていると思うんです。そうしますと、家庭・地域・職場でそうしたつながり、特にこの清須市にあっては地域住民のつながりとか、様々な多様性のある方とのつながり、また、それを支えていく人、支えていただく人、地域共生といいますか、そうしたことが大事になってくるかなと思うんですが、そうした住民一人ひとりが暮らしと生きがい、また、地域とともに生きていく地域であり、社会である。私が偉そうに言うことではございませんが、こうした地域共生社会、この2点について、僭越ですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

まず、若者の声をどうやって聞くかということでございます。

議会のほうでは議会だよりの一番後ろのところに中学生の御意見を聞く欄がいつも載っております。行政のほうでどのように取り組むかということでございますけれども、今の現状では、特段にそのようなことについて行っていることはありませんが、市に対するいろんな御意見とか、そういうことのメールとか直接の手書きのことにつきましては私は全て目を通しておりますけれども、そういうことも含めまして、今、議員が御指摘になるような、どうやってすくい上げていくとか、御意見について考えていくかということにつきましては考えていきたいなというふうに思っております。

もう1つの地域の共生社会に対しての考え方ということでございますけれども、この間1年半ぐらい前、企画の係に1つ係を設けまして、窓口も設けたところでございますけれども、確かにコロナの影響もあって、今、自治会の皆さんからは、町内会の運営そのものも相当疲弊してきとるといふ話もお聞きいたしております。そのことから、どうやって地域の皆さんと意見交換ができるか。今、市政推進委員会は年に1回しかやっておりますけれども、地域の皆さんのお困り事と

か、そういうことをしっかりと受け止められるような、今は総務課になっておりますけども、そういう状況も踏まえて、いろんな御意見、御相談を受けれるような体制を強化できないかなというふうに思っております。

タウンミーティングとか、そういうことにつきましては前の市長のときからやってないんですけども、どこまでできるかについては今のところはそういう予定はございませんので、その点だけは御理解を頂きたいなと思います。

いずれにしても、市民の皆さんの声を聞いていくということは本当に大事なことでございますので、いろんな媒体を通じて御意見なんかをお聞きしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

市長の様々な思いを聞かせていただきました。大変ありがとうございました。市長の今後のリーダーシップに期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、岸本議員の質疑を終わります。

次に、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、議案の質疑を2つさせていただきます。

初めに、議案第3号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。

①次年度の税率改定にあたり、どのような検討をされたのか伺います。

②愛知県が示す標準保険税率と本市の令和4年度予定税率との差、また、同時に県が示す目標収納率と本市の収納率との差は、金額にしてどれぐらいあるのか伺います。

③軽減世帯数と未申告者の状況を伺います。また、未申告者の解消については、どのような取組対応が行われているのか伺います。

④国保財政調整基金についての位置づけと、今後の考えについて伺います。

2つ目、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

①ふれあいルーム浴場の廃止の理由が、「換気設備がなく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施することが困難であるため」とされているが、設置目的における今日的役割・代替案・大規模改修においての対応など、どのような検討が行われたのか伺います。

②デイルームの今後の活用について、どのような検討がされているのか伺います。

以上であります。御答弁よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質疑に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。よろしく願いいたします。

①についてお答えさせていただきます。

税率の算定については次の3つの事項に留意し、国民健康保険運営協議会にて慎重に協議した上で決定をいたしました。

1つ目は、愛知県が示す標準保険税率の差2分の1を解消し、本年度相当分以上の国民健康保険税収入を確保すること。

2つ目は、資産割課税の廃止。

3つ目は、加入者への急激な負担増にならないよう改正の実施です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、改定にあたりどのような検討をされたのかということで3つ挙げられたわけでありまして。その中で標準保険税率との差を2分の1解消、それ以上確保するためということで、るる述べられたわけでありまして。

そこで、まずお聞かせいただきたいと思っております。

本市の国保の加入世帯の属性ですね、昨年聞いたときは、例えば65歳から74歳までの割合とか、所得水準については200万円未満の割合とかということで属性を述べていただいたんですが、今年予算編成にあたり、そういう清須市の国保の中身、実態ですね、その辺についてはど

ういうふうになっているのかまず伺いたいと思います。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

今、御質問ありました内容についてですが、まず、加入年齢割合なんです、令和4年1月末現在では65歳以上が5千256人、これは加入数からの割合にすると42.1%になります。

所得の区分といたしましては、200万円以下の所得世帯については5千920世帯、割合にしますと73.1%の割合になります。

加入世帯数の内容についてですが、一人の世帯が5千44世帯、二人世帯が2千194世帯、一人世帯のほうが62.2%、それから二人世帯については加入数4千388人で27.1%でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

ありがとうございます。

本当に去年聞いた数からしてもですね、65から74歳まで、さらには200万円未満の世帯の割合というのが非常に増えてきているわけでありまして。本市の国保の被保険者はこういう実態であるということをご共有認識としておきたいわけでありまして、そういう中で、愛知県は市町村の被保険者数及び所得総額により按分して、市町村ごとの1人当たりの給付金額を算定してきているわけですが、例えば、愛知県が今年度言ってきたのは、所得割が11.35、均等割が5万534円、平等割が3万1千45円、こう言っているわけでありまして。

保険税は上がり続け、所得は入ってくるお金というのは上がり、大変な状況が続いておる。さらには年金も下げられているわけでありまして。市民からは、働いても国保税で払って消えてしまうというため息の声も聞かれるわけでありまして。特に今、コロナ禍が続いているわけでありまして、県が言う市町村と合意したルールに基づいた総所得金額の按分、こう言っているわけですが、この辺については担当者としてどういうふうを受け止められておるか、まず聞きたいです、実態も先ほど聞きましたので。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

県が示す所得按分等については、やはり清須市は所得的にいうと、地域的なものもあるかと思いますが、割りかし高い水準にあるかというふうに捉えております。その上で国保税の算定をさせていただくところなんですけども、県内水準から見ると数字はつかんでおらんのですけど、高めであるということはあるんですが、医療費も非常に高くなっているのは事実でございます。そういった件から考えまして、やはり県が示す水準どおりの算定を進めていくのが妥当かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

実態をどう見ていくかもあるわけですが、先ほど言った属性も含めて、所得の面も含めてですね、今、所得が高い水準にある方も多いと。医療費も高いということでもあります。しかし、払いたくても払えない人と払われない人、こういう人が見えると思うんです。同一視した見方というのは見間違いの部分があるかと思うわけですが、今回は特にこの2年間、コロナ減免についてはどんな実態でしょうか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

コロナ減免につきましては、年度別の課税で御説明させていただきます。

現年度課税分が23件で40万3千500円、令和2年度課税分で154件、2千456万900円、令和3年度課税では53件、820万7千500円という状況でございます。これを合計いたしますと230件、3千317万1千900円になります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

こういうコロナの減免を受けている方もこの3年ですか、非常に多いわけでありまして。皆さん、

非常に大変な状況に追いやられている。こういう中で、今、国保の改定が行われているわけでありませう。

また、一方、この実態を見ていく上でお聞きしたわけですが、2017年の税制改正により所得税と住民税で異なる課税方法を選択することが可能になって、特に株式投資をする方が住民税の申告不要の申請を提出されている人、これをお聞きしたら、清須市の場合は100件ぐらいみえるということでもあります。ですから、今もなお聞きして、清須市の国保加入者の方がどういふ実態にあるのかということが見えてくるわけでもあります。こういう中で、どういふ本市の国保に取り組む姿勢というのが問われるわけですが、2番目、お答えいただきたいと思ひます。

議 長（八木 勝之君）

次に、1の②の質疑に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

②についてお答えさせていただきます。

県が示す標準保険税率と本市令和4年度予定税率との差につきましては、試算したところ、調定額で約6千400万円、収納額の差につきましては約8千300万円となります。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まず、調定額について伺いたいと思ひます。

6千400万円ということでもあります。県の資料を見ると被保険者数が1万2千209人ですか。医療費分だけ見ると所得割が6.08、均等割が2万607円、平等割が1万7千105円、市のほうは改めて6.02で均等割が2万4千700円、平等割が1万8千600円ということですが、先ほど2分の1云々も言われたわけですが、この調定額についてはどう受け止めればよいのか伺いたいと思ひます。

議 長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

今の調定額につきましては、県との差、先ほど申し上げましたとおり、まだ2分の1の差が開

いております。これは同所得で計算した場合の開きになりますけども、実際にこの差というのは、標準保険税率の差でいきますと医療分の所得割で0.06%、この差がまだ開いております。ただ、平等割については、県の示す税率よりも本市の税率のほうが多少であります、上回っております。そういったことを精査していく上で、今やっています6か年計画の次年度、令和5年度は最終年になりますので、この差を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

続いて、収納率について伺います。

先ほど収納額の差は約8千300万円だということを言われたわけであります。令和4年度は県が94.78、本市が93.14と言われたわけであります。引き算すると差が1.64あるわけですが、先ほど額が言われたわけですが、私はここをどう見るかが大事であると思うわけであります。

最初にも申し上げましたけれども、払いたくても払えない人と払えるけど払わない人、県の示す標準収納率との差についてはリアルに分けて見ていかないといけない大きな問題だと思うわけですが、実態についての清須市の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

実態的なことは現課ではつかんでおりませんが、やはり所得の低い方というのはどうしても払いたくても払えないという状況にあるかと思っておりますので、先ほど所得別の世帯の割合を申し上げたと思うんですけど、全体の7割が200万円以下の所得でありますので、恐らく多くの方が払いたくても払えない方は実際みえると思っております。ただ、この件に関しましては、やはり法定軽減であるとか、今ですとコロナ減免のほうでケアさせていただいているところでございますので、また、被保険者の方と御相談をして、納付については相談していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

軽減についてまた次でやりますので、今7割以上の方が200万円以下だという実態もあります。

一方、先ほども聞きましたが、本市は所得水準が高いということもあるわけであります。払いたくても払えないのに、負担だけ増えても欠損が増えるだというようなことでは困るわけですが、この課題にどういうふうに取り組んでいくか明らかにして、県のほうは収納率もパーセントで上げてきておるわけですので、収納対策において住民福祉の増進という立場に立った取組をさらにどう進めていくかということが私は非常に大事であると思うわけですが、限界を超えた金額になっていると私自身は今、思うわけですが、命を守るはずの国保が一方で命を奪う制度にはなってはいけません。ここを間違えたらいけないと思うわけですが、今、この収納について、県が指し示してきているパーセンテージと本市の収納のパーセンテージの差をどう見ていくのか、そして、今、頑張っこの取組をどう進めていこうとしているのか、現状について再度お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課といたしましては、保険給付の際の滞納がある場合ですとか、そういったことに給付額のうち少しでも国保税の支払いをするようにさらに徹底をいたしまして、収納課のほうと納税相談の機会を多くしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

では、3番目へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質疑に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

③についてお答えさせていただきます。

軽減世帯、令和3年度は、全体世帯数8千251世帯に対し3千828世帯、パーセンテージ

で46.4%、内訳は2割軽減883世帯、10.7%、5割軽減1千115世帯、13.5%、7割軽減1千830世帯、22.2%です。

未申告世帯は、令和3年度514世帯です。未申告者の解消の取組については、納税通知書送付後の国保税に関するお問合せや支給申請などで窓口に来庁されたときに小まめな声かけによる勧奨を行ってまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

先ほども200万円以下の方々が7割強おってですね、今、軽減のことをお聞きしたわけであります。軽減2割、5割、7割あるわけですけれども、かなりの数の世帯が対象になっているわけであります。7、5、2ですね、その軽減の基準額がこの間33万円から少し変わったわけでありますが、こういった状況が反映されてか、今、軽減が受けれずに減免という形を取っている人っていうのはどれぐらい見えるんですか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

減免につきましては、収入での減免申請というのは、令和3年度については1件もございませんでした。ほとんどの方がコロナ減免のほうで申請をされていますので、それが要因と考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

でしたら、この軽減がしっかり制度として活用されれば、皆さん方が非常に国保税に対して助かるわけですけれども、一方、514件の世帯の方が未申告ということでありました。先ほど通知を出したり、小まめにお話しさせていただいておるということでありますが、この514件の世帯の方についての何か特徴的なこととか、どうして申告しないのかというようなところは

どういふふうに実態をつかまれているのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

未申告世帯の状況については、多くの方が住所が不定の方と、そういう方も結構みえます。それから、毎年申告はしなきゃいけないと思っただけでなく、本人だけでなく世帯の中の例えばお子さんであるとか、そういう方が申告していないと国保としては未申告世帯という扱いになってしまいます。そういった方もみえての514世帯ですので、保険税の納税通知書を送った際に昨年より金額は高いであるとか、そういったことでお尋ねは随時頂いておりますので、そういったことで解消に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

非常に小まめにいろいろやっていくということが大事だと思いますし、毎年、医療費が今後上がっていくと思うわけですが、高額医療とかいろんなことでやはり未申告の方だと後々困るようなことが出てくるかと思うわけですが、その辺の対応みたいなのは増えてきているということはないですか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

未申告世帯の方についてですが、今、議員おっしゃられたとおり、やはり未申告であると高額療養費の際の限度額適用認定証というのは交付できません。また、例えば、非課税の方でも食事の差額というのがあるんですね。これは非課税の方だったらお安くなるんですね。ただ、これは限度額適用認定証を持っていかないとお安くはならないと。後で差額返還できませんので、そういった弊害が出てきますので、そういったことで小まめに申告はお願いしているというのは事実でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういうことがなかなかそういう状況にいかないと気がつかないというか、知らない方も多いわけですので、ぜひ、いろんな形で通知なり啓発というか、お知らせをしていただくようお願いしたいと思います。

4番目、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の④の質疑に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。

平成30年度の国民健康保険の制度改革後は愛知県が事業主体となり、保険給付費の大幅な増加など不測の事態の場合においても市で対応する必要がなくなったため、現行の財政調整基金の在り方についてその方向性を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

おっしゃられたわけですがけれども、基金については本市も基金の条例を設けておるわけであり、ます。今の答弁を聞くと、この条例についても必要ない、要らないと。今後、条例には国民健康保険事業の健全かつ円滑な運用を図るため、事業のということが書かれておられるわけですがけれども、財政的にはなくても大丈夫だという考えでよろしいでしょうか。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

今、議員おっしゃられたとおり、これは国民健康保険事業についての基金なものですから、今後、基金の在り方そのものについて、医療費の急激な増加以外のことでも充てるのかどうか、それは可能であるかどうかを他団体の状況を見て考えたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

参考までに、先ほどの高校生の通院のところで4千500万円必要なんだということ等は言われたわけですが、高額医療が入ってくると額が上がると言うわけですが、通念、大体平均すると月々どれぐらいの医療費というのが必要になっておいて、それが保健事業を運営していくための基金じゃありませんけど、財布の中身ですね、必要かということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（八木 勝之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

当市の1か月の医療費、これは概算になりますけども、大体3億円ぐらい必要となります。これは普通の保険給付費と療養費、高額療養費の全て合わせた金額になります。まず、基金のほうもそういった形で積んでおいたところなんですけども、医療費の対応について県のほうで今やっておりますので、今後は市でそれを考える必要はなくなったんですけど、なかなか医療費が高くなっておりますので、事業費のほうにも影響してくるかと考えておりますので、その件も含めまして、この基金の在り方について今後検討したいと考えております。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

これは医療費ですので、今、1か月で約3億円ということで、高額医療もどんどん増えておりますので、この辺で国民健康保険事業の運営に係る基金でありますので、中身の検討をしっかりとさせていただいて、財政のほうも大きな金額が動くわけですので、在り方についてはしっかりともう一度検討していただいて、今後のことも考えていただきたいなと思います。

最後に申し述べたいと思いますけれども、厚生労働省も市区町村が行う公費繰入れは自治体の判断でできるものと国会で何遍でも答弁されておるわけでありまして。この令和2年度を見ても、県内47市町村で122億9千506万6千円という額があるわけでありまして。憲法が定める住民福祉の増進を図る、こういう本旨をしっかりと発揮していただいて国保を運営していただきたいと思いますので、これを最後に申し述べて終わりたいと思います。

2つ目の質問をお願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、2の①の質疑に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長の鈴木でございます。

①の質問に対し答弁いたします。

清須市清洲総合福祉センターは、住民の福祉の向上及び地域交流の中での福祉の実現を図る目的のため平成16年に設置され、今日までの間、高齢者の方を含め、多くの市民の方が利用されております。ただし、浴場利用については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、浴場や更衣室での換気などの感染防止策が図れないことから、令和2年3月から利用休止となっております。

また、近年の浴場利用者数については、地域が開催する地域サロン活動などの地域交流の機会も増えたこともあり、コロナ禍前から利用者数が減少しており、今日的な役割としての地域交流の場としての利用頻度は薄れてきております。

また、浴場施設の再開にあたり、指定管理者である社会福祉協議会との協議を行う中では、浴場の設置以降18年が経過し、浴槽用ろ過装置などの劣化も進んでおり、換気設備の改修や浴場利用の目的内容などを含め、精査・検討した結果、浴場施設は廃止することといたしました。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

質問でも述べたわけですがけれども、令和2年3月から休止をしておったと。それで、今、廃止というのを出されたわけですがけれども、後からもまた言いますけど、総合福祉センターですね、大規模改修の設計に入るわけでありまして。そういう中で、これも休止しておって、今後どうしていくかというところでも廃止だということを決定されたということでもあります。

本市には財産管理規則とか福祉施設の運営委員会規則があって、それぞれ施設についてはいろいろ書かれているわけでありまして。今、地域の交流の場としての利用頻度は薄れてきたということと言われたわけですがけれども、まず、そのところでいろいろ述べたいわけですがけれども、そこで、利用頻度が薄れてきて今日的な役割ということと言われたわけでありまして。しかし、当時造られた平成16年ですか、健康の増進という考え方、これが造っていく上であったわけであり

ます。

そういう中で健康増進法が施行されて、基本的指針においても公衆浴場における健康増進の推進が言われて、そして、そういう中で時代背景として公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律も出てきたわけであります。その中で、この法律の中の第1条の目的については、「浴場については、住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っている」、こう書かれているわけです。そういう経過がある中で、全国的にいろんなところで造られてきたと。

コロナ禍で利用者も少なくなってきたことや車や元気で動ける人は、どちらかという今、あま市の清掃工場のあるところの浴場を利用されているわけであります。本市はさらに健康の増進という面においては、清須市老人無料入浴制度実施要綱、こういうのも定めて、老人のコミュニケーションを図るとともに健康の増進及び福祉の向上を目的に据えると、利用券の発行も行われてきたわけであります。この健康の増進の位置づけについては十二分に本市は理解されておると思うわけですが、なぜ、コロナ禍で休止していたものを、今、大規模改修の設計が行われる前に早々と廃止をしていくということを決められたのか、それぞれ冒頭にも申しましたけれども、財産管理規則とか運営委員会の規則、ここでは意見を具申するとか、いろいろ細かいことも書かれているわけですが、その辺についてはもう少し中身を膨らませて御答弁いただけたらと思うわけです。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

議員言われたように、財産管理規定に沿った形で事務を進めてきております。清須市の福祉施設運営委員会では、清洲総合福祉センターをはじめとする各福祉施設の運営に関して委員のほうから意見をお聞きして、適切な施設の運営につなげるための委員会となっております。

今年度の委員会におきまして、入浴施設について利用者数に対して維持管理費が見合っていないのではないかというような御意見も頂きました。また、換気のため窓や換気設備等がなく、感染対策が取れないということもあり、維持費の面や利用者数等、適切な施設運営を行う上で総合的に検討を行い、廃止させていただくこととなりました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

議事録等も私、読ませていただきました。コストの面とか設備の面、いろいろ述べられたと思いますけれども、健康の増進というところについては触れられてないと思うわけです。清須には新川の福祉センターも廃止になりましたので、今、お風呂といたらですね、浴場ですね、アルコがあるわけであります。これはちょうど新川福祉センターと総合福祉センターの間でもあるわけですが、こういったものを利用していくというようなですね、やっぱり健康の増進ということから考えれば代替案も私は何か出すべきだということで、これは私の意見として言っておきたいと思います。

こういう流れがある中で、休止していたものを大規模改修とかいろんなものを前にして条例をなくしていくんだということに対して、やはり私は代替案を出して、健康の増進というところでどう考えていくかということをご希望したいなということをご申し述べておきたいと思います。

2 番目をお願いします。

議 長（八木 勝之君）

最初に、2の②の質疑に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

②の質問に対し、答弁いたします。

デイサービスセンター清須の廃止に伴うデイルームの空きスペースの活用方法については、今後、財産管理課や指定管理者である社会福祉協議会とともに利活用について協議してまいります。

また、今後の利活用にあたり、浴場も含め施設改修については、令和4年度の設計及び令和5年度の大規模改修工事の中で対応を考えてまいります。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

そうすると、今年設計、来年大規模改修ということで、お聞きすると、当分の間、空きスペースになると思うわけですが、何か利用についてはこの2年間、放り放しみたいな形に聞こえるわけですが、その間の利用については何も検討されていないのか、どうしていくのかというところをお聞きしたいと思います。

議 長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

廃止後の利用につきましては、総合福祉センター設置の目的として、住民福祉の向上及び地域交流の中での福祉の実現を図るためということになっております。しばらくの間は空きのような形になると思いますが、今後そのような目的に合った利活用ができるように関係部署と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、課長がおっしゃられたように、条例の中には設置目的や施設の構成、さらには使用者の資格等、こう定められているわけであります。特に今、言われた住民福祉の向上及び地域交流の中での福祉の実現を図るためのセンターという役割もあるわけであります。これをぜひ検討していただいて、しばらくの間と言われたわけですけれども、このまま行けば2年間そのままになるということのようにも聞こえますので、空きスペースのまま数年放置していくことのないように、改修前においても利活用できるような検討をぜひお願いしたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、議案質疑を終了いたします。

日程第1、議案第2号については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第3号、日程第3、議案第4号及び日程第4、議案第5号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第6号及び日程第6、議案第7号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第8号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第8、議案第9号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第10号、日程第10、議案第11号、日程第11、議案第12号、日程第12、議案第13号及び日程第13、議案第14号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第14、議案第15号、日程第15、議案第16号、日程第16 議案第17号及び日程

第17、議案第18号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第18、議案第19号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第19、議案第20号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第20、議案第21号及び日程第21、議案第22号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第22、議案第23号は、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第23、議案第24号及び日程第24、議案第25号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月22日（火）午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでした。

（ 時に午前10時47分 散会 ）